

認定こども園・保育所・事業所内保育所

♡01：認定こども園 【0歳～5歳】

内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、保護者の働いている・いないに関わらず教育・保育を一体的に行う施設です。町内には幼稚園型認定こども園が2園、幼保連携型認定こども園が1園あります。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要（施設によって受入可能年齢が異なります）

【満3歳以上～小学校就学前】…1号認定（教育標準時間認定）、2号認定（保育認定）が必要

町内にある幼稚園型認定こども園

①開園時間（延長時間含む）

平日：午前7時～午後6時 ※利用できる期間や時間は、各園によって異なります。必ず園にご確認ください。

◆利根二葉幼稚園（利用定員 … 1号：60名 2号：30名 3号：10名）

住所：利根町羽根野 850 ☎：0297-68-4633 ●対象年齢：1歳児以上

◆利根大和幼稚園（利用定員 … 1号：25名 2号：8名 3号：2名）

住所：利根町布川 2070 ☎：0297-68-3438 ●対象年齢：満2歳以上

町内にある幼保連携型認定こども園

①開園時間（延長時間含む）

平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆布川保育園（利用定員 … 1号：13名 2号：37名 3号：23名）

住所：利根町布川 3003-2 ☎：0297-68-3501 ●対象年齢：6か月以上



お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡02：保育所 【0歳～5歳】

内容

保育所は、共働きなど家庭で保育にあたれないような保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要

【満3歳以上～小学校就学前】…2号認定が必要

町内にある保育所

①開園時間（延長時間含む）

平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

※利用できる期間や時間は、各園によって異なります。必ず園にご確認ください。

◆文間保育園（利用定員 … 2号：42名・3号：28名）

住所：利根町立木 755 ☎：0297-68-3194 ●対象年齢：6か月以上

◆東文間保育園（利用定員 … 2号：33名 3号：27名）

住所：利根町中谷 1005-1 ☎：0297-68-2303 ●対象年齢：6か月以上

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：事業所内保育所（地域型保育） 【0歳～2歳】

内容

事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要

町内にある事業所内保育所

①開園時間（延長時間含む）

平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆もえぎ野わかば保育園（利用定員 … 3号：12名 [うち従業員枠9名・地域枠3名]）

住所：利根町もえぎ野台 1-1-8 ☎：090-3241-3959 ●対象年齢：57日～2歳児

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡04：認定こども園・保育所・事業所内保育所に入園するには

手続き

入園開始希望月の前月 15 日まで（15 日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の開庁日まで）に子育て支援課に届くよう、入園申込時に必要な書類を用意し、下記の該当する提出先に書類を提出してください。※4月入所希望者については、前年 11 月に一斉募集します。

認定区分と提出先

認定区分	年齢	利用先	提出先
1号	教育希望	満3歳以上	認定こども園（教育部）、幼稚園
2号	保育希望	～小学校就学前	役場 子育て支援課窓口
3号		0歳～満3歳未満	

入園申込に必要な書類は、1号と2・3号に分かれています。書類は子育て支援課窓口、町公式ホームページ、町内各園にあります。

※必ず、入園申込前に希望する園全園を見学してください。（事前に園に連絡し、見学日を決めてから行くようにしてください。）

利用者負担額（保育料）について

認定区分や保護者の所得に応じて利用者負担額（保育料）が決まります。

①利用者負担額は、同一世帯の父母または父母以外の扶養義務者の市町村民税額の合算等を基に算出されます。

※施設によっては、ほかにスクールバス代等の追加の負担額が生じる場合があります。

②多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額の負担軽減があります。

きょうだいで利用する場合、最年長の子ども（※）から順に、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※最年長の子どもとは、1号認定は小学3年生、2号・3号認定は小学校就学前のお子さんのことをいいます。ただし、課税額により多子計算の年齢制限撤廃や利用者負担の更なる軽減があります。

③令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用者負担額料が無償となりました。※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども達も対象です。

詳しくは町公式ホームページでご確認いただくか、子育て支援課窓口までお越しください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡05：子育てのための施設等利用費給付事業

内容

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、利用者負担額（保育料）とともに、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設や一時預かり事業などを利用した場合の利用費なども無償化の対象となりました。

対象範囲

対象	利用施設・保育サービス	無償化の対象範囲	申請手続き
保育の必要性がある 3～5 歳児クラスの子ども※1 ※0～2 歳児クラスの子どもは住民税非課税世帯が対象	新制度未移行幼稚園の保育料	月額 25,700 円まで無償	必要※2
	認定こども園、幼稚園の預かり保育の利用料	保育料に加え、月額 11,300 円（日額上限 450 円）まで無償（満 3 歳児クラスの住民税非課税世帯は月額 16,300 円まで）	必要※3
	認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料 ※4	月額 37,000 円まで無償（0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯は月額 42,000 円まで）	必要※3
保育の必要性がない 3～5 歳児クラスの子ども※1	新制度未移行幼稚園の保育料	月額 25,700 円まで無償	必要※2

※1 幼稚園利用は、満 3 歳児も無償化対象となります。

※2 無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※3 無償化の対象となるためには、利用前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。また、利用料は施設にお支払いいただいた後に、町に請求していただくことになります。

※4 病児保育、ファミリーサポートセンターの利用も対象となります。ただし、保育所や認定こども園などを利用できない方が対象となります。上記以外に、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3～5 歳までの利用料が無償化されます。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211